

2021年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試A日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の [問 1] および [問 2] に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

(注意事項)

【問題 1】の全てについて、「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号) および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 29 年法律第 45 号) による改正後の法律 (改正法) の規律が妥当するものとして解答しなさい。

**[問 1] (60 点)**

以下の事実 (1) から (5) を前提として、下記の [問い] に解答しなさい。

**[事実]**

- (1) 2020 年 4 月 1 日、A は、備前焼の壺 (甲) を所有しており、甲を自宅に展示していた。
- (2) A の自宅は、同月 5 日からリフォーム工事を予定していることから、甲の破損や盗難をおそれた A は、友人 B にリフォーム工事の期間 (4 月 5 日から 4 月 30 日まで)、甲を B 宅で預かっておいてくれるよう依頼し、B はこれを承諾した。
- (3) 同月 5 日、A から B に甲が引き渡され、甲は、B 宅に展示された。
- (4) 同月 20 日、B 宅を訪れた C は、甲を気に入り、300 万円で売却してくれるよう B に頼んだところ、B はこれを承諾したことから、甲について売買契約 (以下、「本件売買契約」とする) が成立した。C は B に代金のうち 30 万円を即座に支払った。残額は、翌月 10 日に C が B 宅に持参して支払うこと、それまでは、甲は B が C のために保管しておくことが BC 間で合意された。
- (5) 同年 5 月 1 日、甲は、B から A に返還された (現在、甲は A 宅に展示されている)。

**[問い]**

同年 5 月 10 日に甲を受け取りに B 宅を訪れた C は、実は、B は A の所有する甲を預かっただけであり、これを売却等する権限をなんら有していなかったこと、及び、事実 (5) を知らされた。C は、A に対して、所有権に基づいて甲の引渡しを求めることができるか。(ア) 本件売買契約に際して、B が、「A 代理人 B」と名乗った場合、および、(イ) B が、甲を自己の所有物として本件売買契約を締結した場合のそれぞれについて、論じなさい。

**[問2] (20点)**

いわゆる「債権者代位権の転用事例」とはどのようなものであるのかを示した上で、それがどのように規律されるのかについて、転用事例ではない一般的な債権者代位権の規律との異同を明らかにしつつ、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** **【事実】**を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

**【事実】**

Xが、Yを被告として、貸金債権 1000 万円（以下、「XY債権」という）の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

**[問 1] (15 点)**

審理の結果、本訴の裁判所は、XY債権についての支払期限は最終口頭弁論終結時には未だ到来していないとの心証に達した。本訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して説明しなさい。

**[問 2] (20 点)**

本訴が係属する前に、Yが、Xを被告として、XY債権の不存在の確認を求める訴え（以下、「別訴」という）を本訴とは別の管轄裁判所に提起していたとする。別訴との関係で、本訴は、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題 3】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。

解答は、【問題 1】【問題 2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

**〔問 1〕 (10 点)**

下記の (1) 及び (2) に簡潔に解答しなさい。

(1) 会社法 201 条 3 項以下の募集事項の公示を欠いてなされた、募集株式の発行は、無効の訴えの無効原因となるか。

(2) 会社法 314 条の「必要な説明」がされたかどうかは、どのように判定したらよいか。

**〔問 2〕 (25 点)**

P 株式会社・Q 株式会社はいずれも監査役を置く取締役会設置会社である。

P 社はマンションの建設・賃貸等を業とし、Q 社は不動産の売買等を業とする会社である。本問の契約締結当事、P 社には、代表取締役 A のほか、B・C の取締役が就任していた。令和元年 11 月 24 日、P 社はその所有する本件土地を Q 社に対して取締役会の決議を経ることなく、1000 万円で売却した（以下、「本件売買契約」という）。本件売買契約当事、Q 社には代表取締役 D のほか、取締役 E・F が就任しており、現在なお変わりはない。C は、Q 社の発行済株式総数のすべてを本件売買契約当時より現在まで一貫して保有している。D・E・F は、C の傀儡にすぎず、Q 社の事実上の主催者として、C が取締役を選任し、指揮命令して事業を展開している。

令和 2 年 1 月、P 社は事業展開上の必要から、本件土地を Q 社からなんとしても取り戻したいと考えるようになった。P 社が Q 社に明渡請求をする場合、いかなる法的構成でこれをすればよいか。その結果、P 社の請求は認められるか。なお、本件売買契約は、P 社にとって「重要な財産の処分」には該当しないものとする。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[問 1]

動産の売買が無権代理によって行われた場合と、無権利者によって行われた場合とについて、本人（所有者）と買主との法律関係を問うものである。

[問 2] 債権者代位権の転用事例についての理解を問うものである。

民事訴訟法

[問 1]

申立事項と判決事項の関係（民訴 246 条）と将来給付の訴えの利益（民訴 135 条）についての理解を問う問題である。

[問 2]

二重起訴禁止の規律（民訴 142 条）と権利保護方式の違いについての理解を問う問題である。

商法

[問 1]

会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

取締役の利益相反取引該当性及び会社の承認を欠く取引の効力に関する問題である。356 条 1 項 2 号・3 号の要件等につき、正確な学説判例の状況を把握しているかを見る。最判昭和 43・12・25 民集 22 卷 13 号 3511 頁を踏まえた論述が期待される。